

# 公立保育所民営化の考え方

## 登別市

平成25年6月25日

保健福祉部子育てグループ

## 《 目 次 》

1. 民営化の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 保育の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
  - (1) 保育需要の推移
  - (2) 特別保育の状況
  - (3) 施設の状況
3. 民営化を進めるにあたっての基本的な考え方・・・・・・・・・・ 3
  - (1) 民営化によって目指すもの
  - (2) 民営化の進め方
  - (3) 市の役割
  - (4) 民営化により留意される点への対応
  - (5) 公立保育所の職員
4. 民営化の実施について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
  - (1) 実施時期
  - (2) 民営化の方法
  - (3) 移管先となる法人の範囲
  - (4) 事業者の選考
  - (5) 引継ぎのための保育
5. 民営化までの行程（栄町保育所）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

## 1. 民営化の趣旨

保育所は保育を必要とする乳幼児期の子どもたちが一日の生活時間の大半を過ごすところで、日々子どもの豊かな人間性や健全な心身を育てています。

近年、共働き世帯の増加、就労形態の広がり等によって、保育需要は年々多様化する傾向にあります。また、核家族化、地域とのつながりの希薄化によって、子育ての不安や悩みを抱え孤立している家庭があり、保育所においてはこれまで以上に地域の子育て支援が必要とされています。

一方、国は規制緩和による保育所への民間事業者の参入や保育所運営費・保育所整備費の一般財源化によって、効率的・効果的な保育環境への転換を進めるとともに、待機児童対策と保育・幼児教育の一体化を促進するため幼保一元化や認定こども園制度を創設し、平成27年4月からは新たな子育てシステムが始まることとなっています。

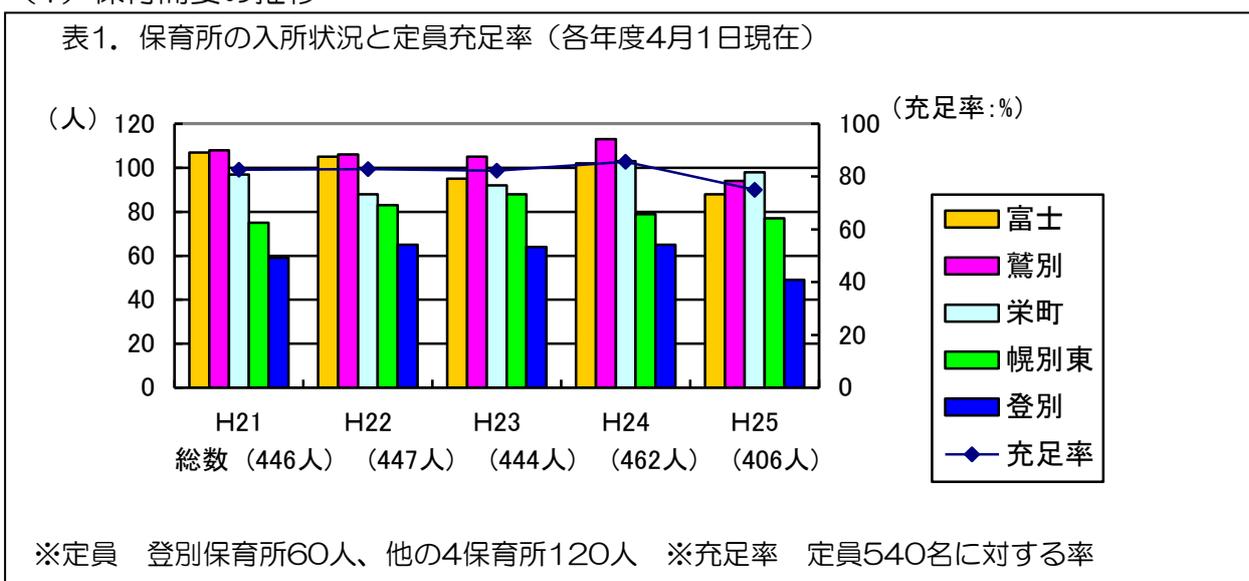
このような状況を踏まえ、市は将来にわたって良好な保育環境を安定的に維持し継続するため、公立保育所の民営化について平成23年10月に登別市次世代育成支援推進協議会に諮問するとともに、保護者の意向を把握するため、平成24年2月にアンケート調査を実施しました。このアンケートでは「民営化は不安がある」「民営化の内容がわからない」というご意見がある一方で「民間に委ねるべき」「民営化によって保育の質が良くなる」というご意見もあり、同協議会からはその結果を踏まえ平成24年8月、市は情報提供に努め、保護者の理解を得たうえで「これまでよりも質の高い保育サービスを提供することを基本として、新たな保育環境を構築するため民営化を進めるべき」との答申をいただいたところです。

市としては、子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培う幼時期の保育・教育は子どもの将来を左右する極めて重要なものと認識しており、これまで公立保育所で培われてきた「保育」に民間の技術や手法を取り入れた幼児教育を加え、地域の未来を担う子どもたちに「保育」と「教育」の一体的な提供を図るとともに、保育需要に柔軟に対応する保育サービス、地域の子育て支援を充実させるため、民間活力を取り入れた新たな保育環境を構築することとして、「公立保育所民営化の考え方」をまとめました。

今後は、認定こども園への移行を視野に、保護者及び関係者並びに地域住民の方から広くご意見を求め、最終的な方針をまとめることとします。

## 2. 保育の現況

### (1) 保育需要の推移



### (2) 特別保育の状況

全ての保育所で延長保育、乳児保育、障がい児保育を実施し、休日保育は富士保育所、一時保育は登別保育所で実施しています。

延長保育、休日保育の利用件数に大きな増減は見られませんが、一時保育の利用件数、障がい児保育、乳児保育の児童数が大きく増加しています。

表2. 特別保育の実施状況

保育所名	延長保育	休日保育	一時保育	乳児保育	障がい児保育
富士	○	○		○	○
鷺別	○			○	○
栄町	○			○	○
幌別東	○			○	○
登別	○		○	○	○

表3. 特別保育の利用状況

区分		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
延長保育	実人数	-	211	177	199	195
	延人数	4,385	3,224	3,369	3,163	3,353
休日保育	実人数	135	86	77	83	80
	延人数	389	228	216	228	244
一時保育	実人数	19	25	30	39	35
	延人数	546	799	413	376	633
障がい児保育	児童数	10	10	10	17	22
乳児保育	児童数	11	15	19	11	20

### (3) 施設の状況

登別保育所及び幌別東保育所を除く 3 箇所の保育所は建築後 35 年以上経過し、2 階建ての幌別東保育所も 34 年経過しており、建替えの時期を迎えています。

表 4. 施設の現況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

保育所名	富士	鷺別	栄町	幌別東	登別
設置年月日	昭和 28.4.1	昭和 29.9.1	昭和 54.4.1	昭和 55.4.1	昭和 32.5.1
建設年度	昭和 50 年度	昭和 48 年度	昭和 53 年度	昭和 54 年度	平成 17 年度
築年数	38 年	40 年	35 年	34 年	8 年
建物構造	コンクリート ブロック平屋	コンクリート ブロック平屋	コンクリート ブロック平屋	鉄筋コンクリート 2 階建	鉄骨平屋
敷地面積	2,118.04 m <sup>2</sup>	1,621.33 m <sup>2</sup> 270.52 m <sup>2</sup>	2,325.30 m <sup>2</sup>	2,297.50 m <sup>2</sup>	3,791.62 m <sup>2</sup>
建物面積	686.30 m <sup>2</sup>	643.93 m <sup>2</sup>	800.20 m <sup>2</sup>	835.96 m <sup>2</sup>	932.00 m <sup>2</sup>
立地環境	・駐車場、屋外 運動場が無い	・海岸付近 ・鷺別小学校隣 接	・海岸線に隣接 ・国道沿い	・海岸付近 ・幌別東小学校 隣接	・河川沿い ・住宅街

### 3. 民営化を進めるにあたっての基本的な考え方

地域の未来を担う子どもたちを育むため、良好な保育環境で幼児期の保育と教育を一体的に提供し、保育需要に柔軟に対応する保育サービス、地域の子育て支援の充実を図ります。

#### (1) 民営化によって目指すもの

- ① 公立保育所で培われた保育に、民間の手法や技術を取り入れた幼児教育を加え、「保育」と「教育」の一体的な提供を図り、将来は認定子ども園を目指します。
- ② 休日保育（年中無休）・時間保育の実施、送迎バスによる通所など、多様化する保育需要に柔軟に対応する特色ある保育サービスの提供に努めます。
- ③ 一時保育の充実、育児相談・育児講座の開催や子育て家庭の交流の場を提供するなど、地域の子育てを支援する役割や機能の充実に努めます。
- ④ 健康づくりを重点にした保育や創造性を高めることを重点にした保育など、法人の特色ある保育事業を選択する機会の提供に努めます。
- ⑤ 国の補助制度を活用し、施設の改築、または移転改築など、防災面に配慮した安全で安心な施設の整備に努めます。

#### (2) 民営化の進め方

初めに、海岸沿いに隣接している栄町保育所を民営化し、他の 3 施設については子どもたちへの影響、運営、保育サービス、保育環境などの検証を踏まえ段階的に進めます。

#### (3) 市の役割

- ① 保育の実施責任者として、保育所が適正に運営されるよう指導します。

- ② 保育士の確保や研修の実施を支援し、専門知識や豊富な経験を必要とする障がい児保育に取り組むなど、良好な保育環境で子どもが保育を受けられるよう積極的に支援します。
- ③ 民営化後においては保護者、事業者、市との三者の定期的な協議の場を設け、問題が生じた場合には、市が解決に努めます。
- ④ 民営化後においても保育所での生活が子どもたちに有益となるよう、保護者や地域の方との連携に努めます。

#### (4) 民営化により留意される点への対応

- ① 保育料以外の教材、制服等の経済的負担が増える可能性も考えられますが、経済的負担が増える際は、保護者（保護者組織）の同意を得るように努めます。
- ② 経験の浅い保育士が増え保育の質を確保することが難しくなる可能性も考えられますが、研修の充実により、保育士の質の向上を図ります。
- ③ 法人の経営が行き詰まり保育が中断する可能性も考えられますが、北海道の実地検査に立ち会って経営状況の把握に努め、経営が安定するよう支援します。万一、運営が困難になった際は新たな引き受け先の確保等、保育の継続に努めます。  
※この他、子どもや保護者への影響を最小限とする対応策を講じます。

#### (5) 公立保育所の職員

- ① 正職員 他の公立保育所に配置します。
- ② 臨時職員 民営化する保育所で雇用されるよう、事業主に働きかけます。

### 4. 民営化の実施について

#### (1) 実施時期

平成27年4月に1施設を民営化し、他の3施設については子どもたちへの影響、運営、保育サービス、保育環境などの検証を踏まえ段階的に進めます。

#### (2) 民営化の方法

- ① 事業者の経営の継続性、安定性、運営の自立性を考慮し、設置主体、運営主体を民間に移行する「民設・民営方式」とします。
- ② 財産の取扱いは、事業者の参入促進及び運営の経済的な負担軽減のため、用地は無償貸与、既存建物及び備品は無償貸与、または無償譲渡します。
- ③ 市は移転用地を確保し民営化後は国庫補助を活用した施設の移転改築を進めます。

#### (3) 移管先となる法人の範囲

市内に事業所を有する社会福祉法人または学校法人とします。

#### (4) 事業者の選考

- ① 募集方法 企画提案型公募方式とします。
- ② 選考方法

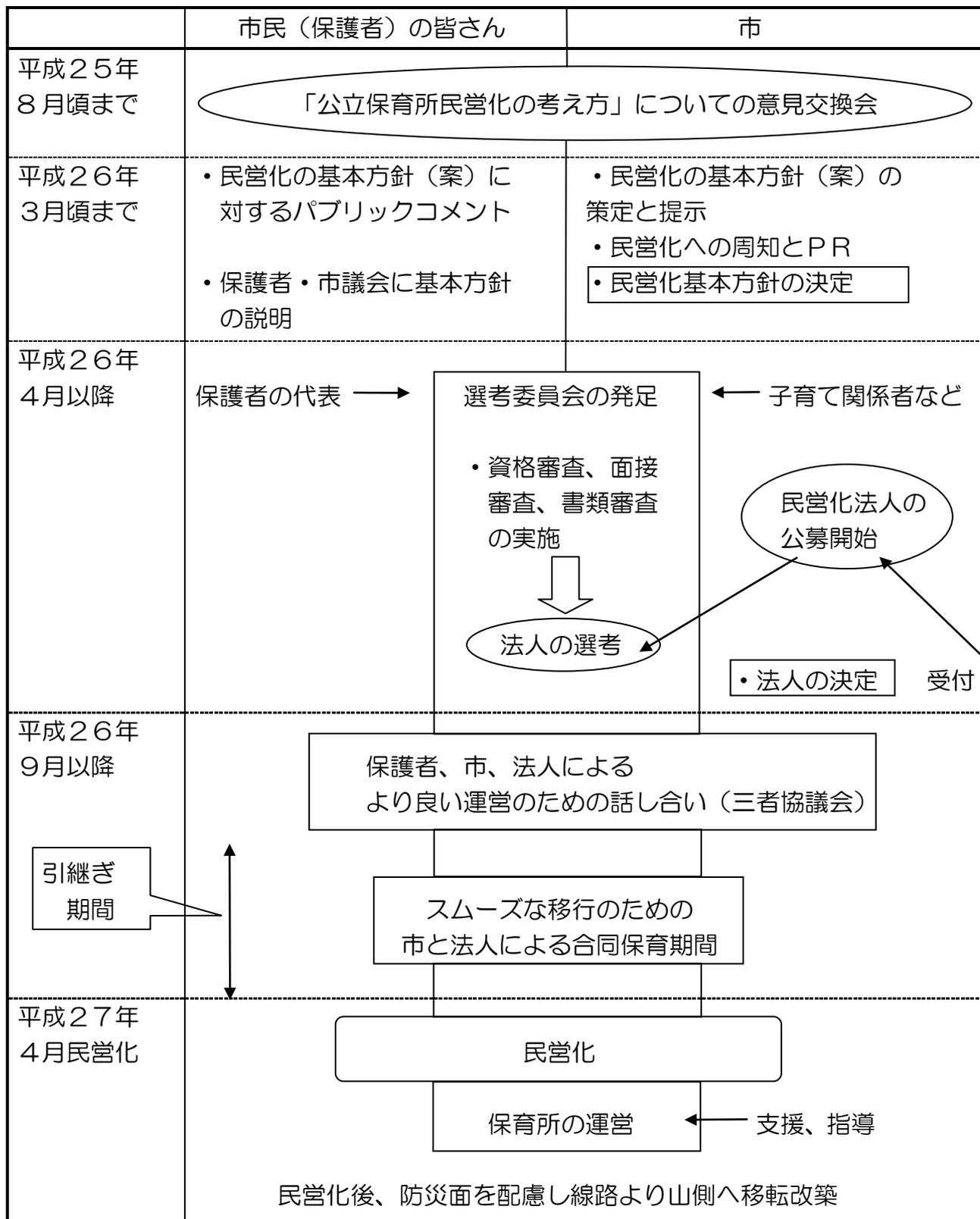
- ②-1 事業者の選考は保育所関係者、保護者、法人運営に精通する者などによる登別市保育所運営法人選考委員会を設置し、適正かつ公平な選考を行ないます。
- ②-2 事業者の選考は評価を得点化し、得点の高いものを決定します。ただし選考の結果「該当無し」となった場合は改めて公募します。
- ②-3 選考過程は公表します。

(5) 引継ぎのための保育

- ① 保育士や保育環境の変化による子どもや保護者への負担や影響を最小限とするため、保護者・事業者・市の三者による話し合いの場を設置します。
- ② 引継ぎのための合同保育の期間は3か月を目安とし、その期間については保育状況を踏まえ三者により協議します。
- ③ 市は引継ぎが円滑に行なわれているか進行管理するとともに、問題が生じた場合には指導します。

### 5. 民営化までの行程（栄町保育所）

他の3施設については子どもたちへの影響、運営、保育サービス、保育環境などの検証を踏まえ段階的に進めます。



※現時点での目安になります。その後のスケジュールの進み具合によって、項目が前後したり変更になる場合があります。